

近畿地方整備局河川巡視支援業務積算基準（案）

Ⅲ. 目的別巡視（堤防目視点検）

1. 適用範囲

この積算基準は、堤防の徒歩による目視点検を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託費の構成

Ⅱ. 出水時の巡視と同様とする

（2）各構成費目の算定

①直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は通常勤務とし、下記を標準とする。

a. 事前打合せ

1業務当たり、業務管理者を技師（A）として、1回（0.5人）を計上する。

b. 巡視業務

〔班編成〕

巡視業務の班編成は点検対象河川の状況を考慮し、見積りによるものとする。

〔作業時間の算定〕

作業時間の算定は、内業、移動時間、堤防点検の一連の作業時間を積み上げるものとする。

現地までの移動は車両で行うものとし、運転時間は出水時の移動速度を用いる。

また、徒歩による堤防点検は片岸1km/hを標準とする。

内業は、堤防の目視点検による点検箇所の資料整理に係る業務を含むものとし、巡視前1hr、巡視後2hrを標準とする。

ロ 直接経費

a. 現場経費

業務に必要な自動車（5人乗りライトバン1,500cc）の経費を計上するものとする。

b. 旅費交通費

交通費は、業務処理に従事する技術者が原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は計上しないものとする。

②間接原価

Ⅱ. 出水時の巡視と同様とする。